

第39回・第3期第20回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和元年6月24日（月）18：30～20：20
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第38回・第3期第19回）議事録 3 議 事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 情報・意見交換会及び条例素案について イ 説明用資料について ウ まちづくり協議会代表者交流会での意見について 4 その他 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人3名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は12名、欠席者は3名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は2名であることを報告した（2名遅れて出席のため、最終出席者は14名。また、1名が途中入室したため、最終の傍聴希望者は3名）。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第38回・第3期第19回）議事録」の内容が確認され、議事録とすることが承認された。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【情報・意見交換会及び条例素案について】

事務局より、前回（5/20（月））の全体会以降の動きについて説明を行った。

議論の内容については以下のとおり。

ア（会長）資料について意見はあるか。

イ 第4条において、「まちづくりを推進する」は「自治会、」以降の「まちづくり協議会及び市民活動団体等」へかかってくるのか。

ウ 「自治会、・・・」ではなく「自治会や・・・」であればすべてにかかるととらえ

- ることができる。
- エ（会長）条例で3つ以上を記載する場合、「A、B及びC」となる。
- オ（事務局）市の「文書法制事務の手引き」に基づいて記載している。市ではすべてにかかると解釈している。
- カ（会長）認定という文言を入れるか否かについて考えたときに、認定を取り消す事態が起りうるのか。また、市が上にたって認定する（しない）という関係になってしまうのではないか。実際にまちづくり協議会で問題が発生した場合、認定の取り消しを行い、財政的な支援を行わないこととするのか。地域内で問題を解決し、まちづくり協議会の運営を正常化したうえで、関係性を続けていくのが実質的なあり方だと考えている。高圧的に権力を行使し認定を取り消すことは、対等な関係になじむのかどうか違和感がある。
- キ 制度的に市が「認定」という文言を入れたいということも理解できないわけではない。
- ク（会長）最悪の事態を考えると、認定取り消しという項目を入れておくことで、リスクがなくなるという点ではいいと思う。
- ケ 条例本体に入れるのではなく、規則の中で基準を定めてはどうか。
- コ 会則がなく役員も決まっていなような自治会があると聞いたが、市から補助金を支払っていない自治会はあるのか。
- サ（事務局）補助金申請時に会則を提出していただいている。会則のない自治会に補助金を交付することはない。
- シ それはある意味、自治会として認めないということではないか。自治会と称していても、市は自治会として認定しない、支援をしないということではないか。自治会は任意団体なので、支援するにあたってふさわしい団体かどうか要件を提示する必要があると考える。
- ス（会長）想定されるもう一つの状況として、今活動しているまちづくり協議会や自治会がうまく正常化されない場合に、別の方々が新たなまちづくり協議会や自治会を設立すると、片方の認定を取り消し、もう片方を認定することができるのか。非常に難しい問題であるので、認定取り消しをどのような場面で使い、運用していくのか具体的イメージを持って議論する方がよい。
- セ まちづくり協議会はエリアとして決めているのでそのエリア内の住民や事業所等が構成員となるが、自治会は会費を払い既存の自治会に加入することや、近隣の地域において自分たちで自治会を設立することができる。その違いで考えるのであれば、一緒に話をすることは難しいのではないかと感じる。
- ソ 条例素案には自治会とまちづくり協議会が同列で書かれている。まちづくり協議会の場合はその地域に1つしかない。何の要件もなければ、活動支援をすることに対してどのように拒否するのかという話になる。
- タ 「まちづくり協議会は小学校区に1つとする」という規定がある自治体もある。
- チ まちづくり協議会はそれでいいと思うが、自治会や市民活動団体も同列と考えた

- 場合に、どこかに認定という言葉を入れておく必要があるのではないか。
- ツ 詳細は規則で定めてはどうか。
 - テ 詳細は規則で定めるとしても、本体の中に結びつける言葉を入れておく必要があるのではないか。
 - ト (会長) 補助金は補助金要綱に基づいて支出されている。要綱で自治会や市民活動団体の認め方について検討してはどうか。
 - ナ (事務局) 規則要綱で一定の基準を設けることができるが、条例にも根拠として一文記載しておく必要があるのではないか。認定や取り消しという言葉に対しては事務局でも違和感を感じているので、表現を考えたいうえで改めてご提案させていただきたい。
 - ニ (会長) 事務局より提案いただいた内容をもとに改めて議論していきたい。

【説明用資料について】

議論の内容については以下のとおり。

- ア (会長) 6/12 (水) のまちづくり協議会へ出席いただいた方もおられるが、発表時間や内容に関して意見はあるか。
- イ (会長) 様子を見ながら微修正を重ねていくことになると思うが、とりあえずこの内容で進めてほしい。

【まちづくり協議会代表者交流会での意見について】

議論の内容については以下のとおり。

- ア (会長) 当日出席いただいた方で補足があれば説明をお願いしたい。その他ご質問やご意見はあるか。ざっくり言えばおおむね理解をいただいたということか。
- イ 第1回目の説明ということもあり、まちづくり協議会のものであるという認識が薄いように感じた。今後、もっと本音の質問が出てくるのではないかと印象を受けた。
- ウ (事務局) 説明の冒頭に「第1回目の説明であり、今後も代表者交流会の中で適宜お時間をいただきながら進めさせていただきたい」という旨を説明している。
- エ (会長) 条例化という意味で一番大きいのは、議会が認めるという点だと考えている。議会は我々が選んだ議員で構成されているので、議会が認めるということは、全市民が認めているということになる。一方で要綱は市の内部文書なので、議会の承認を得ていない。議会の承認を得て、オフィシャルなものになるというのは非常に大きな意味を持つと考える。議会へ説明いただいたということであるが、その際の反応もお聞かせ願いたい。議員自らが決めるということは、議会としての責任も出てくるので、そのあたりも注目すべき点ではないかと考えている。また、まちづくり協議会だけが位置付けられるということであるが、自治会は自主自立して、自らの規則の中で運営していただくことが重要ではないかと感じている。尊重はするが運営に口出しをしないというような精神を大切にいただければ

- ありがたい。まちづくり協議会は市の呼びかけによりつくられたという意味では、かなり位置付けが違うのではないかと理解している。
- オ 条例化するという意味は、議会の承認を得ない限り市長が変わっても条例を変えることができないということである。また、資料について、「議決機関がある」＝「二院制」ではなく、二院制でなくても総会などの議決機関はある。議決機関のあるなしではなく、二院制かどうかの表現に変えた方が良いのではないか。
- カ（会長）二院制は言い換えれば大統領制であるが、日本の場合は議員内閣制となっており、どちらが良いかは一長一短である。二院制でなくても、ほかの仕組みで民主的な運営ができれば良いという判断である。必ずしも二院制が良いというわけではないということ委員会として共有しているので、より多くの方と共有できると良いと考えている。
- キ 自治会がまちづくり協議会かという問題は長引くのではないかと感じている。我々は、「まちづくり協議会は自治会の存在がないと成立しない」ということを言い続けなければならないのではないか。
- ク 今後、自治会ネットワーク会議や自治会連合会に説明をしなければならない。自治会とまちづくり協議会が協力しなければ地域自治はうまくいかないという方向にもっていかないといけないと考えている。自治会とまちづくり協議会の協力体制が必要であるということをお伝えしたい。
- ケ（会長）ここを乗り越えない限り、今までの状況と変わらないと感じている。
- コ まちづくり協議会のような住民自治組織では、自治会がベースにないと災害時の対策ができない。自治会が無くなれば、まちづくり協議会も事業が継続できなくなる。自治会が中核というのは、防災の面からみるとよくわかる。自治会は欠かせない。両方の力を合わせたらうまくいくのではないか。
- サ まちづくり協議会はある面でテーブルだと感じている。まちづくり協議会というテーブルの上に自治会や様々な団体があるので、まちづくり協議会と自治会が対立するという構図はないのではないか。まちづくり協議会がリードしながら様々な団体を巻き込んでいるので、個人がまちづくり協議会について知る努力が必要ではないか。今回の条例化は、まちづくり協議会とは何かを皆で考える機会であり、自治会がなければとまちづくり協議会は成り立たないという話をすれば理解していただけるのではないか。
- シ（会長）「意思決定機関である」という言葉が出るとなじまなくなる。まちづくり協議会は地域の中間支援組織であり、地域の団体がうまく活動できるよう支援する組織であると考えている。組織論で、まちづくり協議会がすべての団体を統括するというイメージが出てきてしまうことにより反発を生んでしまう。
- ス 災害時要援護者に関して、当地域では基本的に自治会員であれば自治会で把握することになっている。自治会に加入していない場合は、民生児童委員に協力を依頼している。自治会、民生児童委員の両方がいなければ成り立たない。
- セ まちづくり協議会と自治会という論理立てが違うのではないか。自治会と活動団

体の全体がまちづくり協議会である。活動団体と自治会の話であるにも関わらず、まちづくり協議会と自治会という、別のものがなぜ中核になるのかという話になる。自治会対まちづくり協議会という出発点に間違いがあることで対立を生んでいるのではないか。

ソ（会長）その説明をすると、「自治会はたくさんあるうちの1つなのか」という話が出てくる。根底を理解していただかないといけない。

タ 自治会といえども、会長によって考え方が変わってくる。

チ 単位自治会という言葉は、まちづくり協議会の一員であるという位置付けであるので抵抗感がない。連合組織がどのように理解してくれるかが大切である。

ツ（会長）一部の人たちの動き次第で、組織の動き方が決まってしまうのは本来おかしい。まちづくり協議会は地域の様々な団体を束ねていくホールディングスであると感じている。

テ 自治会とまちづくり協議会など、住民団体の弱点は会則である。会則に定める会の目的は、会長や体制が変わるとコロコロ変わる。まちづくり協議会はゆるやかにつながるホールディングスのような組織であり、誰が偉いということではない。

ト（会長）自治会の連合体への説明会でいただいたご意見を踏まえて、次回以降検討をしていく必要がある。

ナ 今後の対応の中に、まちづくり協議会と自治会が対立的に書かれているところはいくつかある。「両者の連携は不可欠である」という表現があるが、「両者」とすると対立的であるので、表現を変えていく必要があるのではないか。自治会はまちづくり協議会と対立する組織ではなく、むしろまちづくり協議会をリードしてくれている組織である。

ニ（会長）文言は調整していただく必要がある。

ヌ 代表者交流会で説明をしたところ、初めての説明にもかかわらず出席者からたくさんのご意見をいただいた。

ネ 第6次総合計画のワークショップには、市民ではない女子学生など様々な方が参加している。ある方が「私たちががしたいと思っていることを、どこへ話せばよいかかわからない」と話をされていた。今の自治会やまちづくり協議会が、地域住民に「何かやりたいことはないか」と呼びかけたことはないのではないかと。誰もが提案をして、誰もが主役になれるというまちづくりが重要であると感じている。まちづくり協議会も自治会もその点を考えないといけないのではないかと。

ノ（会長）自治会の体質を変えていかない限り、若い方々が自治会活動から離れていってしまうのではないかと。一方で意欲を持った若い方々も増えているので、そのような方々にどうやって地域に入っていただくか継続して考えていかないといけない。今後も継続して議論していきたい。

4 その他

(1) 事務局より、自治会の連合体等への説明日程が決定したため、改めて日時等をお知

らせした。また、当日の説明については事務局が行うこととなった。あわせて、委員より、説明会にはできるだけ多くの委員にご出席いただきたい旨、お願いがあった。
(2) 委員より、7/20 (土) コミュニティ末広夏まつり、7/26 (金) ふれあいピアガーデンについてのお知らせがあった。

5 閉会

以上